

## 新宿区学童クラブ条例施行規則施行要綱

- 平成26年11月10日26新子総運第1074号部長決定
- 改正 平成26年12月11日26新子総運第1165号部長決定
- 改正 平成27年11月20日27新子総運第1137号部長決定
- 改正 平成29年2月24日28新子総運第1440号部長決定
- 改正 平成29年3月23日28新子総運第1556号部長決定
- 改正 平成30年7月4日30新子総運第470号部長決定
- 改正 平成30年11月14日30新子総運第892号部長決定
- 改正 平成31年2月25日30新子総運第8059号部長決定
- 改正 令和元年10月31日31新子支運第5960号部長決定
- 改正 令和2年3月30日31新子支運第6823号部長決定
- 改正 令和3年3月19日2新子支運第1958号部長決定
- 改正 令和5年3月27日4新子支運第2044号部長決定
- 改正 令和5年9月29日5新子支運第900号部長決定
- 改正 令和6年10月11日6新子支運第1157号部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、新宿区学童クラブ条例施行規則（平成12年新宿区規則第105号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(学校休業期間利用の定員)

第2条 規則第2条第2号の区長が別に定める人数は、別表第1のとおりとする。

- 2 規則第6条第1項に規定する基本利用の承認を受けている児童の数が、規則別表に定める定期利用の利用定員の数に満たない学童クラブについては、当該満たない数を上限として、別表第1に定める学校休業期間利用の利用定員を増員することができる。
- 3 規則第6条第1項に規定する基本利用の承認を受けている児童の数が、規則別表に定める定期利用の利用定員の数を超える学童クラブについては、当該超える数を上限として、別表第1に定める学校休業期間利用の利用定員

を減員することができる。(条例第3条の2(2)オの期間を除く)

(利用基準)

第3条 規則第6条第1項の利用基準は、別表第2のとおりとする。

(優先順位)

第4条 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童及び規則第7条第3項(同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。)の区長が別に定める優先順位は、別表第3のとおりとする。

(利用承認の順位)

第5条 利用承認の順位は、次のとおりとする。

- (1) 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第1学年から第3学年までの児童である場合
- (2) 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第4学年から第6学年までの心身に障害のある児童である場合
- (3) 学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第4学年から第6学年までの児童の優先順位が高い場合

(欠員がない場合における承認の特例)

第6条 規則第7条第4項(同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。)の区長が特に必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 当該欠員がない学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第1学年から第3学年までの児童である場合
- (2) 当該欠員がない学童クラブの利用を希望する申請者に係る児童が、小学校第4学年から第6学年までの心身に障害のある児童である場合
- (3) その他区長が特に必要があると認める場合

(欠員がない場合における申請の有効期間)

第7条 規則第7条第2項(同条第7項及び第9項において準用する場合を含む。)により、欠員がない場合において待機となった申請者に係る児童の申請の有効期間については、利用希望年度の事業開始日(開始日以降の申請の場合は通知日)から事業終了日までとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年11月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月31日から施行する。

附 則

この要綱は、別表第1本塩町学童クラブの項、榎町学童クラブの項、落合第一小学校内学童クラブの項及び落合第四小学校内学童クラブの項の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は同年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1落合第五小学校内学童クラブの項の改正規定は令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。ただし、別表第1落合第五

小学校内学童クラブの項の改正規定は令和6年2月1日から、東五軒町学童クラブの項、百人町学童クラブの項、高田馬場第一学童クラブの項、戸塚第一小学校内学童クラブの項、落合第一学童クラブの項及び上落合学童クラブの項の改正規定は令和6年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。ただし、別表第1花園小学校内学童クラブの項、戸山小学校内学童クラブの項及び落合第一小学校内学童クラブの項の改正規定は令和7年4月1日から施行する。

別表第1

名称	定員
信濃町学童クラブ	25名
本塩町学童クラブ	20名
四谷第六小学校内学童クラブ	19名
花園小学校内学童クラブ	16名
北山伏学童クラブ	36名
細工町学童クラブ	37名
東五軒町学童クラブ	51名
榎町学童クラブ	15名
薬王寺学童クラブ	33名
早稲田南町学童クラブ	30名
鶴巻小学校内学童クラブ	5名
富久小学校内学童クラブ	18名
富久町学童クラブ	15名
東戸山小学校内学童クラブ	30名
大久保小学校内学童クラブ	10名
子ども総合センター内学童クラブ	20名
戸山小学校内学童クラブ	27名
百人町学童クラブ	18名
高田馬場第一学童クラブ	22名
高田馬場第二学童クラブ	15名
戸塚第一小学校内学童クラブ	18名
戸塚第二小学校内学童クラブ	20名
落合第一小学校内学童クラブ	43名
落合第四小学校内学童クラブ	30名
上落合学童クラブ	21名
落合第五小学校内学童クラブ	15名
中井学童クラブ	5名
西落合学童クラブ	39名
北新宿第一学童クラブ	15名
淀橋第四小学校内学童クラブ	24名
西新宿学童クラブ	25名